

I 個人の減価償却制度の改正の概要

平成 19 年度税制改正において、個人の減価償却制度が次のとおり改正されました。

1 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(取得価額の 95%相当額)及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」(後記 2 参照)により耐用年数経過時点において 1 円まで償却することとされました(所令 120 の 2①、134①二)。
- ② 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額(以下「不動産所得等の金額」といいます。)の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後において、次の算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1 円まで償却することとされました(所令 134①一、②、【算式】参照)。

【算式】

(償却可能限度額)
償却費の額 = (取得価額 - 取得価額の 95%相当額 - 1 円) ÷ 5
※ 年の中途中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。

- ③ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却費の額の計算において適用される「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました(耐用年数省令別表十「平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」(後記Ⅲ資料編参照))。
- ④ 次に掲げる設備について、法定耐用年数の見直し(短縮)が行われました(耐用年数省令別表二「機械及び装置の耐用年数表」)。

番号	減価償却資産	改正後	改正前
173	半導体用フォトレジスト製造設備	5 年	8 年(旧番号 172)
268 の 2	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5 年	10 年(旧番号 268)

《適用時期》

この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正耐用年数省令附則④)。